



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県災害ボランティアコーディネーター養成事業業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日から平成15年9月30日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

価格の総額について行う。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分A、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年間に、国、地方公共団体、公益法人等が行う災害ボランティアコーディネーターを養成する業務を誠実に履行した実績を有する者。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

電話 026 (235) 7184

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日時 平成15年5月8日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年5月9日 午前11時

イ 場所 長野県庁西庁舎 災害対策本部室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

危機管理・消防防災課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

冷凍庫（20フィートコンテナ型） 7台

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年6月13日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格
(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)
ア 日時 平成15年5月8日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年5月9日 午後4時
イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月28日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
別表のとおり
- (2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年6月10日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分が別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)
ア 日時 平成15年5月12日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり
イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定する。
- 5 その他
詳細は入札説明書による。

(別表)

調達物品名	台数	開札日	開札時間	等級区分
普通乗貨兼用自動車 (1,500ccエンジン, 2WD, AT)	4台	平成15年5月13日	午後1時30分	B以上
普通乗貨兼用自動車 (1,300ccエンジン, 2WD, AT)	2台	平成15年5月13日	午後1時40分	C以上
普通乗貨兼用自動車 (1,300ccエンジン, 2WD, MT)	1台	平成15年5月13日	午後1時50分	C以上
普通乗貨兼用自動車 (1,500ccエンジン, 4WD, AT)	2台	平成15年5月13日	午後2時00分	C以上
普通乗貨兼用自動車 (1,500ccエンジン, 4WD, MT)	11台	平成15年5月13日	午後2時10分	A
普通乗用自動車 (1,000ccエンジン, 2WD, MT)	1台	平成15年5月13日	午後2時20分	C以上
軽乗貨兼用自動車 (660ccエンジン, 2WD, AT)	3台	平成15年5月13日	午後2時30分	C以上
軽乗貨兼用自動車 (660ccエンジン, 2WD, MT)	3台	平成15年5月13日	午後2時40分	C以上
軽乗貨兼用自動車 (660ccエンジン, 4WD, MT)	3台	平成15年5月13日	午後2時50分	C以上

管財課

公告

保育士試験を次のとおり行います。

平成15年4月28日

長野県知事 田中 康夫

1 試験期日

- (1) 筆記試験 平成15年8月7日(木)から8月8日(金)まで
(2) 実技試験 平成15年9月6日(土)

2 試験会場

長野市三輪8-49-7 長野県短期大学

3 試験の日程及び科目

期日	科目	時間
8月7日 (木)	社会福祉	午前9時から午前10時30分まで
	児童福祉	午前10時50分から午後0時20分まで
	発達心理学及び精神保健	午後1時20分から午後2時50分まで
	小児保健	午後3時10分から午後4時40分まで

8月8日 (金)	小児栄養	午前9時から午前10時30分まで
	保育原理	午前10時50分から午後0時20分まで
	教育原理及び養護原理	午後1時20分から午後2時50分まで
	保育実習筆記	午後3時10分から午後3時55分まで
9月6日 (土)	保育実習実技 (音楽、絵画製作、言語)	午前9時から(絵画制作は45分間、音楽及び言語は1人当たり約10分間)

(注) 保育実習実技は、保育実習筆記の得点が満点の6割以上の点数に達した者のみを対象に行い、受験者が音楽、絵画制作及び言語の中から2科目を選択することとする。

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法による大学(短期大学を含む。以下同じ。)に2年以上在学して62単位以上修得した者若しくは高等専門学校を卒業した者又は次のいずれかに該当する者
- ア 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、平成16年3月31日までに62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
 - イ 学校教育法による高等専門学校の最終学年に在籍している者であって、平成16年3月31日までに卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
 - ウ 学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であって、平成16年3月31日までに卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
 - エ 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)若しくは各種学校(同法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。)を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、平成16年3月31日までに卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
 - オ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事した者
- (3) 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者
- (4) 平成3年3月31において、次のいずれかの条件を満たした者
- ア 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
 - イ 満18歳に達した後、児童福祉施設において3年以上児童の

保護に従事した者

- (5) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
 (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、適当な資格を有すると認定した者

5 試験科目の一部免除

平成13年1月1日以降に行われた保育士試験において合格した科目又は厚生労働大臣の指定する学校若しくは施設において専修した科目については、願い出により当該科目の試験を免除する。

なお、平成14年3月31日以前に次の表の左欄に掲げる科目に合格した者については、その合格の年にそれぞれ同表の右欄に掲げる科目に合格した者とみなす。

「児童心理学及び精神保健」	「発達心理学及び精神保健」
「保健衛生学及び生理学」又は「看護学及び実習」	「小児保健」
「栄養学及び実習」	「小児栄養」
「保育原理及び教育原理」	「保育原理」 「教育原理及び養護原理」

6 受験手続等

(1) 提出書類

- ア 保育士試験受験願書
 イ 住民票の写し
 ウ 4の(1)から(6)までのいずれかに該当することを証明する書面
 エ 写真（平成15年4月1日以降に撮影した正面半身無帽のもの（縦4センチメートル、横3センチメートル）とし、裏面に氏名及び年齢を記入すること。）
 オ 試験科目の一部免除を受けようとする者にあっては、保育士試験受験科目免除願書

(2) 提出期間

平成15年6月2日（月）から6月6日（金）まで（郵送の場合は、平成15年6月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出場所

長野県社会部青少年家庭課

県庁専用郵便番号 380-8570

電話番号 026-235-7098

所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

(4) その他

- ア (1)のア及びオの願書の用紙は、長野県社会部青少年家庭課、地方事務所厚生課及び東京事務所で配布する。なお、郵送により請求する場合は、120円切手をはったて先明記の角形2号の返信用封筒を同封し、青少年家庭課に申し込むこと。
 イ 提出書類は、返却しない。ただし、保育士試験受験科目免除願書に添付された保育士試験一部科目合格証明書は、請求により返却する。

7 試験手数料

試験手数料8,900円は、長野県収入証紙により（受験願書にはって、消印しないこと。）納付すること。

8 試験結果の通知

試験の結果は、平成15年10月24日（金）に郵送で本人あてに通知する。

9 試験結果の開示

試験の結果については、長野県個人情報保護条例の規定に基づき、合否発表日から1年間、口頭により開示を請求することができる。

10 その他

この試験についての問い合わせは、長野県社会部青少年家庭課あて行うこと。

青少年家庭課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年4月28日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年4月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 信州・大学地域連携プロジェクト

3 代表者の氏名

中嶋聞多

4 主たる事務所の所在地

松本市大手3丁目3番地5号 多田ビル2階

5 定款に記載された目的

この法人の活動目的は、眞に自立した地域を支える「産」「官」「学」「民」の連携基盤を構築し、地域の発展に寄与するまちづくりを推進することである。この実現のために、我々は、地域づくりの主体である市民、企業、行政の各セクターと、大学との実質的な交流を促進するさまざまな事業をおこない、地域の知と大学の知が出会いう場を創出する。この出会いのなかから、大学と地域との協働を促し、大学の保有する多様な知的資源を地域の問題解決に役立てることで、上記の目的の達成を目指す。

生活文化課NPO活動推進室

公告

南安曇郡穂高町による鼠穴南地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年4月28日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年4月30日から5月28日まで

3 縦覧の場所

南安曇郡穂高町役場

土地改良課

公告

茅野市池の平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年4月28日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

理事

新任

氏名	住所
両角勝平	茅野市北山3416番地44
両角忠次	茅野市北山2712番地
両角和文	茅野市北山2582番地2
両角徳幸	茅野市北山2742番地イ
両角喜文	茅野市北山2129番地
篠原権藏	茅野市北山3419番地

重任

氏名	住所
両角武晴	茅野市北山2781番地
両角吉人	茅野市北山2507番地
両角英晴	茅野市北山2766番地1
守矢美吉	茅野市北山3419番地1
北澤澤登	茅野市北山2616番地

退任

氏名	住所
両角一典	茅野市北山2778番地
両角誠一	茅野市北山1811番地
両角礎司	茅野市北山2805番地1
両角清幸	茅野市北山1939番地
北澤正直	茅野市北山2623番地
篠原重敏	茅野市北山2294番地ロ

監事

新任

氏名	住所
両角英吉	茅野市北山2161番地1
両角邦二	茅野市北山2837番地
両角麻司	茅野市北山2790番地

退任

氏名	住所
篠原淳朗	茅野市北山2752番地
北澤昭八	茅野市北山2749番地
両角柳爾	茅野市北山2799番地1

土地改良課

公告

信濃町野尻土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年4月28日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

理事

新任

氏名	住所
宮川貴男	上水内郡信濃町大字野尻703番地
山下善治	上水内郡信濃町大字野尻570番地
池田洋一	上水内郡信濃町大字野尻664番地2
五十嵐靖正	上水内郡信濃町大字野尻619番地
池田心一	上水内郡信濃町大字野尻29番地8
藤間正雄	上水内郡信濃町大字野尻1650番地
松本正勝	上水内郡信濃町大字野尻2109番地

重任

氏名	住所
小林芳一	上水内郡信濃町大字柏原1226番地22
佐藤俊治	上水内郡信濃町大字柏原1096番地1

退任

氏名	住所
駒村巖	上水内郡信濃町大字野尻672番地
丸山幸男	上水内郡信濃町大字野尻657番地1
池田秋男	上水内郡信濃町大字野尻930番地2
篠崎勝夫	上水内郡信濃町大字野尻1616番地
松本重樹	上水内郡信濃町大字野尻2030番地3

監事

新任

氏名	住所
野口一郎	上水内郡信濃町大字野尻547番地2
佐藤忠雄	上水内郡信濃町大字野尻1613番地

重任

氏名	住所
竹内均	上水内郡信濃町大字柏原977番地

退任

氏名	住所
池田辰夫	上水内郡信濃町大字野尻663番地
松本利信	上水内郡信濃町大字野尻2121番地

土地改良課

公告

更級郡上山田町漆原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年4月28日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

理事

新任

氏名	住所
飛田忠	更級郡上山田町大字上山田1268番地
宮原一夫	更級郡上山田町大字上山田940番地
山崎勝実	更級郡上山田町大字新山1118番地5
村松洋一	更級郡上山田町大字上山田2050番地
宮下昭治	更級郡上山田町大字新山705番地5
小林知恵子	更級郡上山田町大字新山1048番地
小平紀元	更級郡上山田町大字上山田1528番地

永井 新 更級郡上山田町大字上山田1155番地
 宮原典子 更級郡上山田町大字上山田975番地
 吉池健彦 更級郡上山田町大字上山田2130番地

退任

氏名	住所
若林 静男	更級郡上山田町大字上山田1461番地2
石原義治	更級郡上山田町大字上山田1049番地1
金原辰雄	更級郡上山田町大字上山田1266番地
安藤栄二	更級郡上山田町大字上山田1254番地1
若林嘉夫	更級郡上山田町大字上山田1990番地
柳町厚	更級郡上山田町大字上山田939番地1
宮原久一	更級郡上山田町大字上山田2200番地
山崎卓夫	更級郡上山田町大字新山1005番地
立川和男	更級郡上山田町大字新山1022番地
宮原宣雄	更級郡上山田町大字新山748番地

監事

新任

氏名	住所
寺沢松雄	更級郡上山田町大字新山1058番地
宮本清	更級郡上山田町大字上山田2266番地

退任

氏名	住所
小宮山啓一	更級郡上山田町大字上山田2316番地10
宮下計夫	更級郡上山田町大字新山670番地1

土地改良課

公告

南安曇郡新田堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年4月28日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

理事

新任

氏名	住所
細井榮司	南安曇郡豊科町大字南穂高6842番地2
木村敬昌	南安曇郡豊科町大字南穂高19番地
千野隆義	南安曇郡豊科町大字豊科3817番地
丸山徹次	南安曇郡豊科町大字豊科3404番地
石田寛夫	南安曇郡豊科町大字豊科3510番地

重任

氏名	住所
千野英夫	南安曇郡豊科町大字豊科4064番地3
坂槻修一	南安曇郡豊科町大字豊科5893番地

退任

氏名	住所
手塚弘實	南安曇郡豊科町大字南穂高745番地3
丸山廣	南安曇郡豊科町大字豊科4179番地
丸山征三郎	南安曇郡豊科町大字豊科3525番地
細井正男	南安曇郡豊科町大字南穂高276番地

監事

新任

氏名	住所
望月昭	南安曇郡豊科町大字豊科5678番地4

氏名	住所
平林洋	南安曇郡豊科町大字豊科5901番地1
丸山庄太郎	南安曇郡豊科町大字豊科3903番地1
重任	
氏名	住所
丸山英一	南安曇郡豊科町大字豊科4476番地2
退任	
氏名	住所
丸山藤清	南安曇郡豊科町大字豊科3803番地
平林勇	南安曇郡豊科町大字豊科3408番地
岡村学	南安曇郡豊科町大字南穂高703番地

土地改良課

公告

松本市寿土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年4月28日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

理事

新任

氏名	住所
古屋剛	松本市大字寿小赤2211番地
青木紘	松本市大字寿小赤1363番地

退任

氏名	住所
古屋七禄	松本市大字寿小赤1292番地
川上潤一郎	松本市大字寿小赤1367番地

土地改良課

公告

松本市女鳥羽川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年4月28日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

理事

新任

氏名	住所
増沢久雄	松本市大字岡田町335番地
竹内静昭	松本市大字岡田町713番地
藤井貞三	松本市大字岡田町473番地3
山田義治	松本市大字岡田下岡田1398番地1
小林光憲	松本市大字岡田下岡田517番地
中條邦雄	松本市大字岡田下岡田540番地1
御子柴行雄	松本市大字岡田松岡167番地
酒井博司	松本市大字大村367番地
笠原由次	松本市大字原100番地
秋山秀行	松本市大字稻倉981番地イ
久保田弘明	松本市大字稻倉910番地
柳沢宗作	松本市大字三才山945番地

重任

氏名	住所
西村健三	松本市大字岡田伊深652番地

大久保 潔 松本市大字岡田伊深127番地
 滝沢 武典 松本市大字岡田下岡田1732番地
 滝澤 茂門 松本市大字三才山1142番地

退任

氏名	住所
藤井 譲	松本市大字原211番地1
中野信久	松本市大字大村358番地
柳澤定寿	松本市大字洞259番地
兎川正明	松本市大字岡田町563番地3
所暢	松本市大字岡田町785番地
柳澤清	松本市大字岡田下岡田53番地2
桑山光栄	松本市大字岡田下岡田501番地
中條忠重	松本市大字岡田下岡田512番地
立澤義明	松本市大字岡田松岡325番地
竹島茂	松本市大字稻倉1080番地
松山隆治	松本市大字稻倉989番地
滝澤賢潔	松本市大字三才山949番地

監事

新任

氏名	住所
赤羽清	松本市大字岡田町740番地
小林祐一郎	松本市大字岡田下岡田180番地
飯沼進	松本市大字洞263番地

退任

氏名	住所
赤羽貴治	松本市大字岡田伊深554番地
立澤廷公	松本市大字岡田松岡316番地
笠原由次	松本市大字原100番地

土地改良課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、更埴市杭瀬下地区画整理組合の理事について、次のとおり就任の届出がありました。

公告

平成15年4月16日において委嘱している長野県地方労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等は次のとおりです。

平成15年4月28日

長野県地方労働委員会会長 渡邊 裕
 長野県地方労働委員会あっせん員候補者

氏名	現職	主要経歴	住所地
渡邊 裕	長野県地方労働委員会会長 信州大学経済学部教授	信州大学経済学部助教授	松本市
土屋 準	長野県地方労働委員会会長代理 弁護士		上田市
嶋田力夫	長野県地方労働委員会委員 長野大学産業社会学部教授	本州大学経済学部助教授	上田市
中村田鶴子	長野県地方労働委員会委員 弁護士		長野市

平成15年4月28日

長野県知事 田中康夫

氏名 住所

青木敏竝	更埴市大字杭瀬下164番地
赤沼定廣	更埴市大字杭瀬下506番地
朝日正友	更埴市大字杭瀬下138番地
安達伸男	更埴市大字杭瀬下97番地の4
上原朝雄	更埴市大字杭瀬下199番地
金井文男	更埴市大字杭瀬下884番地
金井忠吉	更埴市大字杭瀬下1329番地の3
金井仁	更埴市大字杭瀬下533番地
小岩一雄	更埴市大字杭瀬下128番地
小林藤惠	更埴市大字杭瀬下252番地9
近藤明	更埴市大字杭瀬下474番地1
神津嘉廣	更埴市大字栗佐1441番地
田中幸雄	更埴市大字杭瀬下190番地3
滝澤弘基	更埴市大字杭瀬下439番地
古川英雄	更埴市大字杭瀬下616番地
宮澤聖	更埴市大字杭瀬下1338番地の1
望月格	更埴市大字杭瀬下740番地5

都市計画課

公告

長野県地方労働委員会規程（昭和33年10月27日県報）の一部を、平成15年4月16日、次のとおり改正し、同日から施行しました。

平成15年4月28日

長野県地方労働委員会

別表第2の4中「、第84条（第1項第7号及び第3項を除く。）」を削り、「第1項第8号」を「第1項第6号」に改める。

地方労働委員会事務局

林 一樹	長野県地方労働委員会委員 弁護士		松本市
市川 隆司	長野県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会長野県連合会会長	日本労働組合総連合会長野県連合会副会長	長野市
渡辺 政雄	長野県地方労働委員会委員 J A M長野執行委員長	日本労働組合総連合会長野県連合会執行委員	上伊那郡箕輪町
鈴木 三男	長野県地方労働委員会委員 U I ゼンセン同盟長野県支部支部長	ゼンセン同盟東京支部次長	長野市
高橋 恒夫	長野県地方労働委員会委員 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長 野地方協議会副議長	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長野地方協議会議長	上高井郡高山村
工藤 きみ子	長野県地方労働委員会委員 長野県労働組合連合会副議長	長野県医療労働組合連合会書記長	佐久市
塚田 俊之	長野県地方労働委員会委員 (株)みすずコーポレーション代表取締役会長	(株)みすずコーポレーション代表取締役社長	長野市
中島 清	長野県地方労働委員会委員 信南サービス(株)代表取締役社長	信南交通(株)代表取締役社長	飯田市
牛山 今朝治	長野県地方労働委員会委員 (株)イースタン代表取締役会長	(株)イースタン代表取締役社長	茅野市
星澤 哲也	長野県地方労働委員会委員 東京法令出版(株)代表取締役社長	東京法令出版(株)専務取締役	長野市
佐藤 穣	長野県地方労働委員会委員 (株)長野県経営者協会常務理事	(株)長野県経営者協会労政部長	長野市
有賀 徳子	社会保険労務士		岡谷市
須田 充子	長野県企画局男女共同参画課長	長野県佐久保健所小諸支所長	南佐久郡八千穂村
三澤 鈴子	長野県男女共同参画センター館長	長野県松本農業改良普及センター豊科支所長	松本市
小幡 誠宣	長野県東信労政事務所長	長野県教育委員会事務局人権・同和教育課長	長野市
丸山 敏男	長野県南信労政事務所長	長野県消防学校副校长	伊那市
氏井 広人	長野県中信労政事務所長	長野県下伊那地方事務所副所長	更埴市
水野 正雄	長野県北信労政事務所長	長野県会計局次長	長野市
三木 一徳	長野県地方労働委員会事務局長	長野県議会事務局長	須坂市
安藤 憲司	長野県地方労働委員会事務局次長	長野県長野地方事務所副所長	長野市
山田 功	長野県地方労働委員会事務局調整総務課長	長野県社会部厚生課調整幹兼課長補佐	長野市
内山 広平	長野県地方労働委員会事務局審査課長	長野県松本地方事務所厚生課事務主幹社会第一係長	南安曇郡豊科町

地方労働委員会事務局